

## 資料 1 の別紙 3

令和 4 年 7 月 2 8 日  
介護予防・地域支援課

### あんしんすこやかセンターの令和 4 年度評価点検について

#### 1 経過及び今後のスケジュール

	年度ごとの評価（令和 3 年度実績）	委託期間を通じた評価（総合評価）
3 月	・地域包括支援センター運営協議会において令和 4 年度評価点検案の確認 ・あんしんすこやかセンターへ自己評価点検・振り返りシート（総合評価）の依頼	
6 月	・自己評価点検の提出	・アンケート（区民、民生委員、ケアマネジャー）（総合評価）
7 月		・振り返りシート（総合評価）の提出
8 月	・財務審査（公認会計士へ委託）	
9～10 月	・令和 4 年度評価点検のまとめ	
11 月	・地域包括支援センター運営協議会において令和 4 年度評価点検の結果報告、結果通知 ・令和 5 年度以降の実施予定、改善方針の検討	
11～12 月		・委員ヒアリング（総合評価） ・総合評価のまとめ
令和 5 年 2 月	・法人事務説明会	
3 月	・運営協議会において、総合評価の結果報告・確認、令和 5 年度評価点検案の確認 ・令和 5 年度事業計画の作成、令和 5 年度自己評価点検の依頼	

#### 2 現在の委託期間（令和元年度～6 年度）の取組みに対する総合評価の実施

##### (1) 主旨

現在の事業者による委託期間は令和元年度～令和 6 年度であり、令和 5 年度後半～6 年度には、次期の事業者選定を予定している。次期選定では、現委託期間での実績評価を採点に反映させる考えである。このため、令和 4 年度には、これまでの取組みに対する総合評価を行う。

##### (2) 総合評価の方法

- ① 次の内容をこれらを総合的に勘案し、事務局（区）による集計・採点を行う。採点は 5 段階評価とする。（事務局案）
  - ア. 現在の委託期間（令和元年度～3 年度）の各年度の評価点検結果
  - イ. 委員ヒアリング（令和元年度～3 年度）の実施結果（当時の記録をもとに、委員に採点をお願いする）
  - ウ. これまでの委託期間の運営に関する振り返りシートの提出 ※
  - エ. 利用者、民生委員、ケアマネジャー、各所管課等へのアンケート
- ② ①の後、(3) の運営協議会委員によるヒアリングを実施し、上記の事務局案を踏まえ、委員による採点を行う。（委員案）
- ③ 運営協議会にて総合評価（委員案を踏まえた事務局最終案）を検討、確認し、評価を確定する。

※【参考】アンケートの回収状況

(令和4年7月6日現在)

	依頼方法	配布	回収数
区民	各あんしんすこやかセンター窓口および訪問先で配布(原則先着順)。	840名 (30名×28センター)	436通
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会を通して依頼。	626名	327通
居宅介護支援事業所	介護保険課自動FAX送信にて依頼。	229事業所	294通 ※1

※1 居宅介護支援事業所については、1事業所が複数地区のあんしんすこやかセンターと関わりのある場合があり、アンケートはセンター毎に提出するようお願いしているため、回収数が配布数を上回っても差し支えない。

(3) 運営協議会委員によるヒアリング

① ヒアリングの内容

(2) ①の整理を踏まえ、委員が振り返りシートの記載内容等について、あんすこ職員(法人担当者を含む。)にヒアリングを実施する。

ヒアリングにおいては、委員は振り返りシートの内容やあんすこの運営等について、現在の委託期間(令和元年度～6年度)の取組みを評価するにあたり必要だと考える質問を行う。なお、ヒアリング終了後には、実施したあんすこごとに採点(5段階評価)を行う。

② ヒアリングを実施するあんすこ

28あんすこについてヒアリングを実施する。

③ ヒアリングを行う委員

ア 密を避けるため、あんすこ選出の委員(2名)と高齢福祉部長を除く委員(16名)で数名ずつのグループを構成し、1グループが数か所のあんすこをヒアリングする方法で実施する。

イ グループは地域等を考慮した編成を想定している。各グループに、区職員(介護予防・地域支援課長)が同席する。

④ 実施時期

令和4年11月頃の実施を予定している。日程調整等については、別途連絡させていただく。

令和4年7月28日  
介護予防・地域支援課

## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

### 1 主旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）について、令和3年度の実施状況を報告する。

### 2 実施状況【詳細は裏面参照】

令和3年度も、引き続き社会参加による介護予防の取組み及び住民主体のサービスの充実を図るため、区民参加型ワークショップを実施するなど、介護予防や自立支援における社会参加の重要性の普及啓発、区民の「支えあい意識」の醸成に努めた。

また、あんしんすこやかセンターを対象とした研修や巡回点検、地区版地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職による助言等の支援を通して、介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組んだ。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により活動の自粛を余儀なくされた介護予防に取り組む自主グループを対象に、介護予防手帳を活用した体力測定会の実施や外出自粛による心身機能低下予防を呼びかける等、高齢者自身による介護予防の取組みを支援するとともに、まるごと介護予防講座をオンラインで試行実施（参加人数27人）したほか、対面式の介護予防講演会の実施を見送り、新たにフレイル予防講座の動画を作成・配信するなど、コロナ禍により外出を控えがちな高齢者が自宅でも介護予防に取り組めるよう工夫した。

### 3 今後の取組み

今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況により、介護予防事業や地域の自主活動団体の取組みへの影響が予想される。

令和4年度は、新たにオンライン版まるごと介護予防講座とスマートフォン講座・Zoom講座を連携して実施するなど、外出自粛生活を要因とする活動量や人との交流機会の減少による心身の機能低下を効果的に予防するための事業展開を図る。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上について、引き続き研修対象に再委託先の居宅支援事業所のケアマネジャーを加えるとともに、地区版地域ケア会議や巡回によるケアプラン点検等により、あんしんすこやかセンターの支援を継続する。

さらに高齢者の社会参加の促進に取り組む他の部署との連携や、介護予防に取り組む自主活動団体への支援、福祉の相談窓口の三者連携や各地区の協議体等による取組みを通じて、多様な担い手によるサービスの充実を図るなど、介護予防の地域づくりを推進する。

【実施状況（詳細）】

(1) 介護予防・生活支援サービス 利用実績

訪問型サービス	実績件数 (件)	
	令和3年3月分	令和4年3月分
総合事業訪問介護サービス(従前の予防給付相当)	2,320	2,250
総合事業生活援助サービス(サービスA区独自基準)	116	87
支えあいサービス(サービスB住民参加型)	97	87
専門職訪問指導事業(サービスC短期集中型)	13	15
計	2,546	2,439
通所型サービス	実績件数 (件)	
	令和3年3月分	令和4年3月分
総合事業通所介護サービス(従前の予防給付相当)	2,205	2,251
総合事業運動器機能向上サービス(サービスA区独自基準)	21	16
地域デイサービス(サービスB住民主体型)	57	67
介護予防筋力アップ教室(サービスC短期集中型)	68	68
計	2,351	2,402

3クール目(12~3月)利用者実数で計上

(2) 介護予防・生活支援サービス 事業所数等

訪問型サービス	指定事業所等	
	R3.3.1 現在	R4.3.1 現在
総合事業訪問介護サービス(従前の予防給付相当)	264 箇所	271 箇所
総合事業生活援助サービス(サービスA区独自基準)	143 箇所	149 箇所
支えあいサービス(サービスB住民参加型)	登録者 534 名	登録者 555 名
専門職訪問指導事業(サービスC短期集中型)	1 事業者	1 事業者
通所型サービス	指定事業所等	
	R3.3.1 現在	R4.3.1 現在
総合事業通所介護サービス(従前の予防給付相当)	255 箇所	257 箇所
総合事業運動器機能向上サービス(サービスA区独自基準)	24 箇所	17 箇所
地域デイサービス(サービスB住民主体型)	19 団体	19 団体
介護予防筋力アップ教室(サービスC短期集中型)	11 事業者	11 事業者

(3) 一般介護予防事業 利用実績

普及啓発事業等	令和2年度		令和3年度	
	実施回数等	参加人数等	実施回数等	参加人数等
介護予防普及啓発講座	738 回	9,680 人	875 回	12,685 人
世田谷いきいき体操普及啓発	説明会 14 回	126 団体	説明会 5 回	41 団体
介護予防講演会	1 回	23 人	4 回( )	1,464 人( )
区民参加型ワークショップ	5 回	47 人	5 回	20 人

令和3年度は対面式の介護予防講演会の開催を見送り、新たなフレイル予防講座動画を作成・配信したため、4講座の動画視聴数を計上

認知症サポーター養成講座の見直しに伴う  
「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」の発行について

区では、令和2年10月に世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）を施行し、条例第16条第1項の規定に基づき、令和3年3月に「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指すとともに、条例を着実に実現していくため、4つの推進プロジェクトを設置し、認知症施策を総合的に推進しております。

4つの推進プロジェクト ... 情報発信・共有 本人発信・参画 「私の希望ファイル」 地域づくり

このうち、「情報発信・共有プロジェクト」の取り組みとして、これまで実施してきた認知症サポーター養成講座を、条例の理念を踏まえた内容に刷新するため見直し、区独自の新たなテキスト「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド（世田谷版認知症サポーター養成講座用テキスト）」を下記のとおり作成いたしました。

つきましては、本テキストを活用し、計画に掲げる認知症観の転換や本人発信、地域づくり等を推進する「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」を、各地区のあんしんすこやかセンター等を中心に展開してまいりますので、ご承知置きくださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 世田谷版認知症サポーター養成講座用テキスト

「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」

その他、ご本人のメッセージ動画等を組み合わせてアクション講座を実施しております。

### 2 その他

本テキストにつきましては、世田谷区ホームページおよび世田谷区認知症在宅生活サポートセンターホームページでも公開しております。

#### 区ホームページ掲載先

ホーム>目次から探す>福祉・健康>認知症支援>認知症に関する相談・支援  
>相談窓口・講座・家族会>アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

令和 4 年 7 月 2 8 日  
保健福祉政策部生活福祉課

### 令和 3 年度成年後見制度等利用支援に関する実績について

#### 1 主旨

社会福祉協議会成年後見センターに委託実施した成年後見制度の利用支援等について、令和 3 年度の実績を報告する。

#### 2 成年後見制度利用支援に関する実績

##### (1) 相談

区内在住で高齢、障害、疾病等により判断能力が十分でない方やその親族、あんしんすこやかセンター等からの相談を受け付けた。

【相談件数（4年間の推移）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
成年後見センター 相談支援件数	1,389	1,242	1,489	1,678

方法	電話	1,098	959	1,110	1268
	来所	261	244	219	205
	出張相談	30	39	160	205
	計	1,389	1,242	1,489	1,678

相談者	本人	199	184	170	190
	親族	677	605	564	587
	行政	115	90	141	126
	地域包括支援センター	123	91	259	339
	知人・その他	275	272	355	436
	計	1,389	1,242	1,489	1,678

対象者	高齢者	1,143	1,046	1,201	1371
	精神障害者	110	85	169	159
	知的障害者	50	42	42	62
	その他	86	69	77	86
	計	1,389	1,242	1,489	1,678

【相談内容内訳】

相談内容	法定後見	あんしん 事業	任意後見	後見人 養成等	相続・ 遺言	その他	計
令和 3 年度 相談件数	962	479	144	0	31	62	1,678

( 2 ) 法律相談

相続や遺言、負債整理及びそれらに関するトラブル等の相談には、弁護士による法律相談を実施して解決に向けて支援した。

開催状況

第 1 ・ 3 水曜日及び第 2 木曜日の午後 ( 予約制 )

第 2 木曜日は社会福祉協議会の自主事業

相談件数

70 件

( 3 ) 親族等申立ての支援

親族が成年後見人の申立てを行う場合の手続き等について、成年後見支援員 ( 区民成年後見人養成講座修了者 ) による成年後見申立て手続き説明会を週 1 回開催 ( 予約制 ) し、親族等申立てを支援した。( 相談件数 23 件 )

( 4 ) 親族後見人の支援

親族後見人の支援について、申立て支援から受任後の定期支援を行った。( 申立支援件数 ( 親族後見人を想定しているケース ) 29 件、親族後見人の定期支援 3 件 )

申立支援件数は、申立て手続き説明会の件数の一部を含む

( 5 ) 区民成年後見人の養成

判断能力が十分でない方で親族が後見人に就くことが困難な方の権利を擁護するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民後見人を養成した。

研修の期間

令和 3 年 6 月 1 7 日から令和 3 年 1 0 月 2 1 日まで 9 日間、4 5 時間

研修修了者数

9 名 ( 男性 4 名、女性 5 名 平均年齢 5 9 歳 )( 修了者数 2 2 7 名 )

( 6 ) 事例検討委員会

成年後見区長申立て事案等について、課題整理や後見業務の検討、成年後見人等の候補者 ( 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、区民成年後見人など ) の選任等を行う事例検討委員会を月 2 回開催した。

【成年後見人等候補者選任状況 ( 4 年間の推移 )】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	その他	社協 (法人後見)	区民後見人	計
平成 30 年度	16 件	10 件	16 件	0 件	32 件	10 件	84 件
令和元年度	16 件	11 件	8 件	3 件	26 件	8 件	72 件
令和 2 年度	12 件	13 件	15 件	9 件	25 件	9 件	83 件
令和 3 年度	26 件	13 件	14 件	5 件	13 件	11 件	82 件

候補者の選任件数は、区長申立て事案に加え、区及び社会福祉協議会が関わった本人または親族申立て事案における成年後見人等候補者の選任件数を含む。

## (7) 制度の普及啓発

成年後見制度ハンドブックや区のホームページ、社会福祉協議会のホームページ等により制度を案内するとともに、地域の活動団体や他の自治体に成年後見センター職員や区民成年後見支援員を講師として派遣するなど、制度の普及啓発を図った。(成年後見センター職員 22 件。その内区民成年後見支援員の同行が 2 件。)

また、あんしんすこやかセンターなど相談機関を対象に権利擁護事例検討会を開催し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の情報共有や事例検討等を通じ、連携を深めた。(実施回数 2 回、参加者 34 名)

## 3 成年後見区長申立て

認知症や精神障害、知的障害で判断能力が十分でない方で、親族不在や虐待、親族が遠方にいるなど、親族の支援を受けることができない方を対象に、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに知的障害者福祉法に基づき、区が親族に代わり家庭裁判所へ後見開始の審判の申立てを行った。

### 【区長申立て件数(4年間の推移)】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区長申立て件数	67 件	52 件	44 件	47 件

## 4 後見報酬の助成

成年後見制度を利用している方(成年被後見人・被保佐人・被補助人)のうち、成年後見人・保佐人・補助人への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に報酬を助成した。

### 【報酬助成件数(4年間の推移)】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
報酬助成件数	30 件	45 件	55 件	60 件

## 5 地域連携ネットワーク会議

成年後見制度の利用促進に向けた関係機関(弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係、金融機関、あんしんすこやかセンター、地域障害者相談支援センター、民生委員等)によるネットワークの構築・強化のため、地域連携ネットワーク会議を開催した。(2 回)

## 6 その他(社会福祉協議会自主事業等の主な取り組み)

### (1) 権利擁護の取り組み

社会福祉協議会が運営する成年後見センターでは、区の成年後見制度利用支援事業の受託のほか、法人の自主事業として法人後見や任意後見を受任した。なお、区民成年後見人が成年後見人として選任された場合、後見監督人として区民成年後見人が行う後見業務について指導、助言、監督を行った。

金銭管理等に不安がある区民には、福祉サービスの利用や金銭の管理等を援助するあんしん事業(地域福祉権利擁護事業)により、高齢者等の日常生活を支援した。



【法人後見等の件数】

	法人後見	任意後見	後見監督人	あんしん事業
令和4年3月末現在 受任・契約件数	102件受任	10件契約	60件受任	158件契約

(2) 制度の普及啓発

成年後見制度の普及を図るため、弁護士会と連携し、成年後見制度や任意後見制度に関するセミナーを開催した。

また、弁護士会や司法書士会と連携し、遺言、相続、自分の将来を考えておくことの必要性について、関係団体や関係機関等と協力して老い支度講座を開催するなど、制度の普及に取り組んだ。

なお、独自にエンディングノート(私のノート)を作成・販売し、高齢者が自身の将来を考えていただくきっかけづくりを支援した。(令和3年度販売実績:194冊 販売数累計:2,587冊)

【セミナー・講座等の開催状況】

	開催回数	参加者数	共催団体
成年後見セミナー	1回	11名	
老い支度講座	2回	24名	あんしんすこやかセンター、金融機関、地域団体など